

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和5年3月

文部科学省高等教育局



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

高等教育の修学支援新制度について

令和5年3月

社会・援護局関係主管課長会議

高等教育局 学生支援課 高等教育修学支援室

2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート!



対象になる学校は?

一定の要件を満たすことを国等が確認した
大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校
 に通う学生が支援を受けられます。

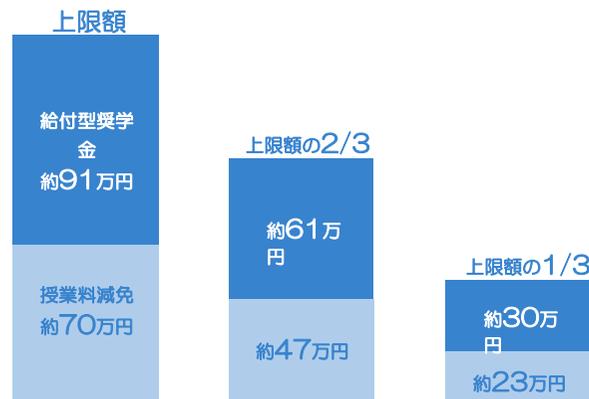


世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの?

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

例

4人家族〈本人(18歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・中学生〉で、
 本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額(年額)



進学資金シミュレーター



自分が支援の対象になるか調べてみよう。

年収目安

～270万円
住民税非課税世帯
〈第Ⅰ区分〉

～300万円
〈第Ⅱ区分〉

～380万円
〈第Ⅲ区分〉

注) 年収目安はあくまでも一例です。兄弟の数や年齢等の世帯構成などで異なります

どんな学生が対象になるの?

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。



世帯収入や資産の要件を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯(※)

&



進学先で学ぶ意欲がある学生であること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

※ 生活保護世帯や社会的養護を必要とする者(児童養護施設や里親のもとで養育されていた者等)も対象
 ・生活保護世帯の出身者は、父母が生活扶助を受けていれば非課税世帯として支援対象
 ・社会的養護を必要とする者は、本人の所得のみで判定し低所得であれば支援対象

給付型奨学金の支給額は?

第Ⅰ区分(住民税非課税世帯)の場合は、下記の額が支給されます。
 (第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3)

給付型奨学金の支給額(年額)

(住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合)

区分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	約35万円	約80万円
	私立	約46万円	約91万円
高等専門学校	国公立	約21万円	約41万円
	私立	約32万円	約52万円



授業料・入学金のサポートは?

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。
 (第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3)

授業料等の免除・減額の上限額(年額)

(住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円



高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金） ～生活保護世帯の出身者・社会的養護を必要とする者の場合～

1. 授業料等減免の上限額（年額）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

※ 夜間部や通信課程の場合、減免額が異なります。

2. 給付型奨学金の支給額

		居住に要する費用の支援が必要ない者		左記以外 ※本人が居住費を負担している場合	
		月額	(参考) 年額	月額	(参考) 年額
大学、短大、専門学校	国公立	33,300円	約40万円	66,700円	約80万円
	私立	42,500円	約51万円	75,800円	約91万円
高専	国公立	25,800円	約31万円	34,200円	約41万円
	私立	35,000円	約42万円	43,300円	約52万円

※ 大学等進学後も、引き続き、施設等や里親、生活保護世帯の父母等のもとから通学する場合は「居住に要する費用の支援が必要ない者」になります。

※ 通信課程の場合は、上表に関わらず、年額51,000円となります。

3. 所得・資産の要件の確認

(1) 生活保護世帯の出身者

父母が「生活扶助」を受けていれば、本人の所得に応じて支援区分が決まります。

(2) 社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）

本人の所得・資産のみで判定し、所得に応じて支援区分が決まります。

（社会的養護を必要とする者とは）

満18歳となる日の前日（又は高校卒業時点）（申込時点で18歳になっていない場合は申込時点）において、

- 児童養護施設等（児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）を含む。）に入所していた者
- 里親等（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者を含む。）のもとで養育されていた者が該当します。

✓ 本人に相当の所得や資産がある場合、上表の額の支援が受けられない場合があります。

（本人（未成年）の年収が額面で200万円を超えるような場合でなければ、上限額での支援となります。）

✓ 学業成績・学修意欲やその他の対象者要件を満たさない場合、支援の対象外となります。

家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～)

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由 (急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（※1）、災害等（新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も対象）父母等による暴力等からの避難（※2）

（※1）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。

（※2）公的機関による保護証明書が必要。2022年7月1日より申請受付



原則		家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか） ※申請日の属する月の分から支給開始
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額+税額調整額)	左記に準ずる額（年間所得の <u>見込額</u> を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	<u>前年所得</u> ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	<u>急変事由が生じた後の所得</u> ※給与明細や帳簿等で確認
支援区分の変更	<u>毎年、夏に最新の住民税情報を確認し</u> 、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	<u>3カ月毎に</u> 、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

進学率の推移について

住民税非課税世帯の進学率(推計値)

令和3年度推計値: 54.3% (+3.1pt(対前年度))

令和2年度推計値: 51.2% (+10.8pt(対H30年度))

平成30年度推計値: 40.4%



14ポイント
上昇

(参考) 全世帯の進学率 ※学校基本調査より

令和3年度: 83.8% (+0.3pt(対前年度))

令和2年度: 83.5% (+2.0pt(対H30年度))

平成30年度: 81.5%

(参考) 令和3年度 給付型奨学金採用時アンケート結果

質問: 給付型奨学金を受けられなかった場合どうしましたか

① 進学をあきらめた: 33.4%

② 今の学校より学費や生活費がかからない学校に進学した: 26.5%

③ 給付型奨学金がなくても今の学校に進学した: 39.5%

④ 無回答: 0.7%

新制度支援実績について

高等教育の修学支援新制度支援者数 ※ 当該年度に一度でも給付型奨学金を振り込んだ人数

令和3年度： 31.9万人（+4.8万人（対前年度））（予算積算上50.4万人）

令和2年度： 27.1万人（予算積算上51.4万人）

（令和3年度実績内訳）

区分	第Ⅰ区分(3/3)	第Ⅱ区分(2/3)	第Ⅲ区分(1/3)	計	うち家計急変
大 学	129,676	58,653	41,051	229,380	1,282
国立	19,980	10,131	7,423	37,534	227
公立	8,501	4,224	3,016	15,741	102
私立	101,195	44,298	30,612	176,105	953
短期大学	8,954	3,768	2,775	15,497	58
公立	562	255	206	1,023	5
私立	8,392	3,513	2,569	14,474	53
高等専門学校	1,747	948	688	3,383	26
国立	1,596	883	642	3,121	19
公立	107	42	34	183	5
私立	44	23	12	79	2
専修学校	41,614	16,592	11,915	70,121	203
国立	497	255	204	956	2
公立	1,341	545	420	2,306	5
私立	39,776	15,792	11,291	66,859	196
通 信	583	172	105	860	5
私大	509	149	87	745	5
私短	72	22	17	111	0
私専門	2	1	1	4	0
計	182,574	80,133	56,534	319,241	1,574

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）の主なポイント （社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（令和4年12月20日））

I 基本的な考え方

- 社会福祉の共通理念である「**地域共生社会**」の理念を踏まえつつ、「平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応」の2つの観点から、これまでの主な議論を**中間的に整理**。
- この中には、制度化する上でその前提となる具体的な内容や実務上の検討を要するもの等、様々なものが含まれている。
- 今後、**法制上の措置が必要な事項**は、現段階におけるこの整理の方向性も踏まえながら、**制度化に向けた実務的な検討や自治体・関係省庁との調整等を進め、結論が得られた事項について対応**するとともに、**運用で対応できる事項**については**可能なものから順次対応**していくなど必要な対応を講じていくべき。

II 各論

1. 自立相談支援等のあり方

- 生活困窮者に係る関係機関の連携・情報共有促進のための**支援会議の設置の努力義務化**を検討
- 関係機関間の役割分担を明確化し、多様で複雑な課題を抱える**被保護者の援助に関する計画を作成**できるようにすること、計画作成を始めとする**支援の調整等のための会議体を設置**できるようにすることを検討

2. 就労・家計改善支援のあり方

- 生活困窮者の自立に向けた相談支援機能を強化するため、**就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化**を検討

3. 子どもの貧困への対応

- 生活保護受給中の**子育て世帯**に対し、訪問等のアウトリーチ型手法による学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する**相談・助言を行う事業の実施**を検討
- **就労自立給付金**の対象を、**高卒で就職し1人暮らしのために世帯から独立する者等へ拡大**することを検討
- 大学進学後の生活費の支援は、生活保護の枠組みにとらわれず、修学支援新制度等の教育政策の中で幅広く検討すべき課題であり、**大学生に対する生活保護の適用は慎重な検討が必要**

4. 居住支援のあり方

- 現行のシェルター事業の対象外の生活困窮者を含め、**緊急一時的な居所確保のための支援**ができるよう検討
- **地域居住支援事業**（入居支援・見守り支援等）について、シェルター事業を実施しなくても実施できるように**運用を改善**
- シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方の実施を**努力義務化**することを検討
- **住居確保給付金**について、職業訓練受講給付金との併給等の**新型コロナウイルス感染症への特例措置の一部恒久化**することを検討
（このほか、再支給、自営業者等への求職活動要件、児童扶養手当等の特定目的の給付の収入算定のあり方等についても検討）
- **無料低額宿泊所に係る事前届出義務違反の場合に罰則**を設けることを検討

5. 医療扶助等

- **都道府県が、市町村に対し、医療扶助・健康管理支援事業の実施**に関して広域的な観点から、**データ分析や取組目標の設定・評価等に係る助言・援助等を行うこと**を検討

6. 両制度の連携

- 生活保護世帯への支援や制度間のつながりを確保する観点から、**生活困窮者自立支援制度の就労・家計・住まいに関する事業を被保護者も利用できる仕組み**を検討

參考資料

新制度の周知にあたっての高校・中学校等の皆様方へのお願い

各高校等の皆様方のご理解・ご協力により、予約採用においては、多くの高校3年生等からの申込みをいただくことができ、心よりお礼申し上げます。

今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす生徒が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいただくようお願いいたします。

ポイント① 進学前の予約採用に申し込めなかった方でも、進学後の在学採用に申し込むことができます。

※予約採用（在学前の採用）の申込受付は、4月から7月末までです。

※進学後の在学採用は4月から実施予定です。詳細なスケジュールは進学先の学校にお問い合わせください。

ポイント② 高校1・2年生や中学生などにも周知を！

大学等への進学を考えている高校1・2年生や中学生など^(注)にも、本制度を知っていただきたいと思います。日頃の進路指導に際して、本制度を生徒にご周知ください。

(注) 高等専門学校(1~3年次)の学生、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の高等部・中等部、専修学校の高等課程の生徒を含みます。

ポイント③ 授業料等減免と給付型奨学金（生活費）を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

学校種ごとの上限額まで授業料や入学金の減額又は免除を受けることができます。学業に専念するのに十分な給付型奨学金も支給されます。大学等でしっかり学びたい方には、是非、本制度を活用していただきたいと考えています。

ポイント④ 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを！

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っていただけるよう、文部科学省と日本学生支援機構において次のコンテンツを用意しています。是非ともご覧いただければと思います。



「高等教育の修学支援」公式キャラクター
「まねこ先生(左)とまなびーニャ(右)」

文部科学省 特設ホームページ
「**学びたい気持ちを応援します**」
(制度全体の概要をご案内しています。)



日本学生支援機構 進学資金シミュレーター
「**給付奨学金シミュレーション**」
(自身が対象となるかななどを大まかに調べられます。)





2020年4月から新制度がスタートしています!

- 対象** 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生
- 支援内容** 大学・短大・高専(4~5年)・専門学校の

授業料・入学金の
免除/減額

+

給付型奨学金の
支給

返済不要!

- 申請期間** 高校3年の4月以降(学校ごとに異なります)
※進学後に大学等で申し込むこともできます。

○授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が受けられます。[高等教育の修学支援]公式キャラクター「まねこ先生(左)とまなびーニャ(右)」

○高校等ごとの推薦枠(人数上限)はありません。

(注) 高校等には、高等専門学校(3年次)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。

○高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。

○進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。(成績次第で警告や支援の打切りもあります。)



くわしい情報はこちら

文部科学省 高等教育の修学支援
特設HP



「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます。)

LINE公式アカウント



日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかななどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)
*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
*給付型奨学金のほか、貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
進学を目指す大学や専門学校の授業料等減免制度については、各学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。

進学資金シミュレーターの概要 <日本学生支援機構>

大学・専門学校等への進学を考えている生徒や保護者が、進学の資金計画を立てる際に、HP上で自身の家計の情報等を入力することで、
 ①受けられる奨学金の種類、②受けられる奨学金の金額、③進学後の学生生活を送るための収支を試算できるシミュレーションツール。
 (URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)



QRコード

資金シミュレーターのイメージ (「給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け) 」)

進学資金シミュレーター

進学したら、生活費はいくらかかるのかな? 僕にも利用できる奨学金があるか、調べたいな。

進学を考えている高校生、在学中の方や保護者の皆様に向けた、進学資金や奨学金に関するシミュレーターです。このシミュレーターを使うことで、「進学したらどれくらいお金が必要になるのか」「どの奨学金の対象になるのか」「給付や貸与の額はどの程度になるのか」等を簡単に調べることができます。

シミュレーションする

トップ画面

生活費がいくらか、必要となるか知りたい方はコチラ!

奨学金の種類やどの奨学金が利用できるか知りたい方はコチラ!

学生生活費シミュレーション START

奨学金選択シミュレーション START

いくつかの質問に答えて「計算する」ボタンを押すと生活費のシミュレーションが行えます。

いくつかの質問に答えて「計算する」ボタンを押すと奨学金のシミュレーションが行えます。

借与型奨学金・保護者シミュレーション

選択画面

利用したいシミュレーションを選択

給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け) 情報入力

収入 (「年収」や「所得」等) は2018年1年間 (1~12月) の情報を入力してください。また、年齢や、世帯 (家族の人数等) については、2018年12月31日時点の情報を入力してください。

【家計】 申込者の生計を維持している人について回答してください。

- 申込者の生計を維持している人の状況は次のうちどれですか。
 - 共働き
 - 両親とも居るが片働き
 - ひとり親
 - 申込者自身
 - その他
- 申込者の世帯は、生活保護を受けていますか。
 - 受けていない
 - 受けている
- 申込者の生計を維持している人 (1人目) の情報を入力してください。
 - 1人目の年齢は、() 歳
 - 1人目の給与収入は、() 万円
 - 公的高齢年金の収入は、() 万円
 - 給与・年金以外の所得は、() 万円

入力画面

収入額等に関する情報を入力

給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け) 結果表示

満額の支援

申込者の生計を維持している人の収入等に応じて、給付奨学金は以下のように該当します。申込者と生計を維持している人で、進学資金について相談してみましょう。

給付月額	75,800円
参考: 支給額算定基準額(1人目)	0円

進学先への申込により、授業料等減免の支援対象となります。
 ※給付奨学金に加えて第一種 (無利子) 奨学金の貸与を希望する場合、第一種 (無利子) 奨学金の貸与を受けることができる金額に制限がかかります。上限金額は月額0円です。
 ※支給額算定基準額とは、収入や所得から算出される、給付月額や授業料減免の区分を決定するための額です。

※シミュレーションの結果表示された支援額は進学資金が不足することが見込まれる場合や、一定以上の収入又は所得があるために支援対象に該当しない場合であっても、当機構の貸与奨学金を利用できることがあります。貸与奨学金シミュレーションもご利用ください。

※シミュレーション結果はあくまで参考であり、実際に奨学金等の申請された際の結果との差異に対しては、当機構は一切の責任を負いません。

※本シミュレーションでは、あなたが入力した情報をもとに仮の金額を算出しています。実際の審査の際に用いる金額は異なる場合があります。また、法令等の制定・改正等に応じて、算出方法は予告なく変更される場合があります。

結果表示画面

支援される金額等が表示

進学資金シミュレーター

奨学金選択シミュレーション

給付奨学金シミュレーション (生徒・学生の方向け)

生計維持者、世帯構成、進学希望先等に関する簡易な情報の入力で、世帯の年収がどのくらいであれば、どのくらいの額の支給が受けられるかを表示。どのような世帯が給付奨学金の対象になるのか、簡単に知ることができる。

給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け)

生計維持者、収入額、世帯構成、進学希望先等に関する詳細な情報の入力で、支給の可否やその条件に応じた支給月額を表示。自身の世帯が給付奨学金の対象になりそうかどうか、詳細な情報をもとに確認できる。

貸与奨学金シミュレーション

世帯構成、収入額、進学希望先等に関する情報の入力で、貸与を受けることができる奨学金の種類 (無利子奨学金か、有利子奨学金か) と貸与月額を表示。

学生生活費シミュレーション

家庭からの仕送りや奨学金などの収入額と、授業料や住居光熱費などの支出額を入力することで、進学後の資金計画を立て、また利用する奨学金の金額を判断するための情報が表示される。

【参考】奨学金貸与・返還シミュレーション 貸与型奨学金 (無利子・有利子奨学金) について、どのくらいの金額の貸与を受けたら、どのくらいの月額・期間で返還することになるかを試算可能